(二)　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県		宮古市
秋田県		湯沢市、由利本荘市、大仙市
山形県		鶴岡市、酒田市
	最上	最上町、真室川町、鮭川村
	西置賜	飯豊町
	飽海	遊佐町
石川県		金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市
	羽咋	志賀町
	鹿島	中能登町
	鳳珠	穴水町、能登町
岐阜県		郡上市
山口県		萩市
高知県		香美市
大分県		別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、由布市、国東市
鹿児島県		霧島市
熊毛		屋久島町

備考　表中の［　］の記載は注記である。

(二)　［同上］

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県		宮古市
秋田県		湯沢市、由利本荘市、大仙市
山形県		鶴岡市、酒田市
	最上	最上町、真室川町、鮭川村
	西置賜	飯豊町
	飽海	遊佐町
石川県		金沢市、七尾市、珠洲市
	鹿島	中能登町
	鳳珠	穴水町
岐阜県		郡上市
山口県		萩市
高知県		香美市
大分県		別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、由布市、国東市
鹿児島県		霧島市
熊毛		屋久島町

○総務省告示第百四十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があったので、平成二十三年総務省告示第四百八十八号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件）の一部を次のように改正し、同条第三項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

届出をした指定県の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県	［略］	［略］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第八条、第九条の三、第九条の四及び第五十二条並びに予防接種法施行令第五条の規定により都道府県が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）
［略］	［略］	

改正前

届出をした指定県の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県	［同上］	［同上］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第八条、第九条の三、第九条の四及び第二十八条並びに予防接種法施行令第五条の規定により都道府県が処理することとされている事務（予防接種法第六条第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）
［同上］	［同上］	